平成十六年達示第九十九号)

第二条 第一条 京 第一条 京 京都大学 (以下「本学」という。) における寄附 金 の 受入れ に 関する事 務 の 取 扱 ١J については、 こ の規程の定めるところによる

第二条 この規程において「寄附金」とは、次の各号に掲げるものをいう。

第二条 この規程において「寄附金」とは、次の各号に掲げるものをいう。

第二条 この規程において「寄附金」とは、次の各号に掲げるものをいう。

第二条 この規程において「寄附金」とは、各研究科(地球環境学堂を含む。)、各附置研究所、附属図書館、立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成十六年達示第一号)第三章第七節、第八節、第十節及立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成十六年達示第一号)第三章第七節、第八節、第十節及に定める施設等をいう。)及び事務本部をいう。

「寄附金の使法の特定には、本学の運営に係る管理的経費を含むものとする。
「寄附金の申込み)
第四条 寄附金の申込みをしようとする者は、所定の事項を記載した申込書を当該部局の長(事務本部第四条 寄附金の申込みをしようとする者は、所定の事項を記載した申込書を当該部局の長(事務本部第四条 寄附金の申込みをしようとする者は、所定の事項を記載した申込書を当該部局の長(事務本部第四条 寄附金の申込みをしようとする者は、所定の事項を記載した申込書を当該部局の長(事務本部第一条 寄附金の申込みをしようとする者は、所定の事項を記載した申込書を当該部局の長(事務本部第一条 寄附金の申込みをしようとする者は、所定の事項を記載した申込書を当該部局の長(事務本部第一条 寄附金の申込みをしようとする者は、所定の事項を記載した申込書を当該部局の長(事務本部第一条 寄附金の申込みをしようとする者は、所定の事項を記載した申込書を当該部局の長(事務本部第一条 寄附金の申込みをしようとする書を記載した申込書を当該部局の長(事務本部第一条 では、本学の教育研究上有意義であり、かつ、本来の第五条 部間の長は、寄附金の中込みがあったときは、本学の教育研究上有意義であり、かつ、本来の第五条 部間の長は、寄附金の中込みがあったときは、所定の書で記載した申込書を当該部局の長(事務本部第一条 では、第一条 では、 をは、 をは、 では、 では、 をは、 をは、 をは、 附属図書館、 第十節及び第十一節(第五十一条を除く。 医学部附属病院、各センター(

るものは、 受け 入れることができない ものとする。

又は使用させること。

務本部に あっ ては 総長。 以下 同じ。

かつ、本来の教育研究に支障が ないと認められる

の 議 を経 る も の とする

|報告を受けたときは、寄附者に寄附金振込依頼書その他必要な書類を添えて通知するもに、寄附金の受入れを決定したときは、所定の様式による報告書により、総長に報告する の も とする。 のとする。

す。